

広島大学英语教育学会会則

- 第1条 (名称) 本学会は広島大学英语教育学会 (Hiroshima University Academic Society for English Language Education) と称する。
- 第2条 (事務局) 本学会の事務局は、広島大学教育学部英語教育学講座図書室におく。
- 第3条 (目的) 本学会は、会員相互の交流をはかり、英語教育実践とその理論的・実証的研究を通して、英語教育の実践とその学術的探求に寄与することをその目的とする。
- 第4条 (事業) 本学会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。
- (1) 総会
 - (2) 学術誌『英語教育学研究』の刊行
 - (3) その他総会において必要と認められた事業
- 第5条 (組織) 本学会は前条の事業を遂行するために、実践志向部門 (Practice-oriented Division) と理論志向部門 (Theory-oriented Division) を置き、会員はそのいずれか、あるいは両方の部門に所属する。
- 2 それぞれの部門の組織、運営、事業および会計については、別に定めるそれぞれの部門規程に拠る。
- 第6条 (会員資格) 本学会の会員となることができるものは以下の条件の内いずれかを満たすものとする。
- (1) 広島大学の学部在籍している者、及び卒業した者のうち、英語教育・英語教育学研究に興味・関心をもつ者。
 - (2) 広島大学大学院に在籍している者、及び修了した者のうち、英語教育・英語教育学研究に興味・関心をもつ者。
 - (3) 広島大学に在職している者、及び在職していた者のうち、英語教育・英語教育学研究に興味・関心をもつ者。
 - (4) 本学会に入会を希望する者で、本学会の正会員2名以上が推薦する者。
 - (5) 本学会役員2名以上が推薦し役員会の承認を得て名誉会員となることを承諾する者。
- 2 入会を希望する者は、終身会費 2,000 円を添えて入会申込書を学会事務局に提出しなければならない。ただし、広島大学に在籍している者は学生会員となり、終身会費の支払いは所定の学修期間の卒業・修了時まで免除される。また、名誉会員からは終身会費を徴収しない。
- 3 退会を希望する者は、所属する部門の会費を完納した上で学会事務局に退会届を提出しなければならない。
- 4 本学会は、会員に本学会の品位を著しく貶める行為・言動があった場合、役員会での審議を経た後、当該会員の会員資格を停止、あるいは剥奪することがある。
- 第7条 (会員) 本学会の会員は、正会員、学生会員および名誉会員とする。
- 2 会員は以下の権利を有する。
- (1) 本学会総会への参加と総会での投票
 - (2) 本学会各部門が主催する事業への参加
 - (3) 本学会実践志向部門が主催する事業での発表

- 第8条 (役員) 本学会に次の役員をおく。
- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 部門長 | 2名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 編集委員長 | 1名 |
| (6) 会計委員 | 1名 |
| (7) 運営委員 | 若干名 |
- 2 本学会に会計監査2名をおく。
- 3 上記役員に加えて、名誉会長・顧問をおくことができる。
- 第9条 (役員を選出) 役員は総会において選出され、役員会を組織する。
- 2 会長・副会長・部門長・事務局長・編集委員長・会計委員は役員会において互選し、総会での承認を得るものとする。
- 3 会計監査は会長が指名し、総会で承認を得る。
- 4 名誉会長・顧問は、役員会の推薦および総会の承認を得て選出される。
- 第10条 (役員の仕事) 役員の仕事は次のとおり定める。
- (1) 会長は本学会を代表する者として会務を統括し、総会および役員会を招集する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、必要あるときは会長の仕事を代行するとともに、いずれかの部門を担当し、その事業を統括する。
 - (3) 部門長は副会長を補佐し、それぞれの部門の運営を担当する。
 - (4) 事務局長は事務局を組織し、本学会の運営に関わる庶務を担当する。
 - (5) 編集委員長は編集委員会を組織し、学術誌の刊行にあたる。
 - (6) 会計委員は本学会の運営に関わる会計を担当する。
 - (7) 運営委員は本学会の運営にあたる。
 - (8) 会計監査は本学会の会計を監査する。
- 第11条 (役員会) 会長、副会長、部門長、事務局長、編集委員長、会計委員、および運営委員は役員会を組織し、本学会の運営に必要となる審議を行う。
- 第12条 (役員の仕事) 各役員の仕事は2カ年とする。ただし再任を妨げない。
- 第13条 (総会) 総会は本学会の最高議決機関であり、会員によって構成される。総会は少なくとも年1回開催されなければならない。総会における議決は出席者の過半数をもって成立する。
- 第14条 (会計年度) 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第15条 (会則の変更) 本会則は総会における出席者の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

附則 本会則は、2018年度に開催された広島大学英語教育学会総会、および広島大学英語文化教育学会総会において承認され、2018年4月1日から施行する。

補記 本会則は、2018年度広島英語教育学会総会において、第6条第1項の(1)および第2項が微修正された。

本会則は、2019年度広島大学英語教育学会において、第6条第2項が改正された。

広島大学英語教育学会 実践志向部門規程

- 第1条 (規程の目的) 本規程は、広島大学英語教育学会会則第5条第2項に基づき、実践志向部門（以下、「本部門」と言う。）の組織、運営、事業、および会計について規定するものである。
- 第2条 (名称) 本部門は、広島大学英語教育学会実践志向部門（Practice-oriented Division, Hiroshima University Academic Society for English Language Education）と称する。
- 第3条 (目的) 本部門は、英語教育実践を深め進展させるための事業を行うことをその目的とする。
- 第4条 (事業) 本部門は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 本部門総会（以下、「総会」と言う。）
(2) 実践報告
(3) その他必要な事業
- 第5条 (入退会) 広島大学英語教育学会会員は、自動的に本部門の会員となる。
- 第6条 (会員の権利) 本部門会員は、以下の権利を有する。
(1) 本部門総会への参加と総会での議決権
(2) 本部門が主催する事業への参加
- 第7条 (会員の義務) 本部門会員は、教育実践者としての自覚と誠意をもって学会活動に従事する。
- 第8条 (総会) 総会は毎年1回これを開催する。
- 第9条 (会計) 本部門の経費は、次の部門費及び寄付金その他の収入による。
(1) 広島大学英語教育学会会則第6条第2項の終身会費
(2) 寄付金その他の収入
- 第10条 (会計年度) 本部門の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第11条 (規程の変更) 本規程は総会における出席者の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

附則 本規程は、2017年度に開催された広島大学英語教育学会総会、および広島大学英語文化教育学会総会において承認され、2018年4月1日から施行する。

広島大学英語教育学会 理論志向部門規程

- 第1条 (規程の目的) 本規程は、広島大学英語教育学会会則第5条第2項に基づき、理論志向部門(以下、「本部門」と言う。)の組織、運営、事業、および会計について規定するものである。
- 第2条 (名称) 本部門は、広島大学英語教育学会理論志向部門(Theory-oriented Division, Hiroshima University Academic Society for English Language Education)と称する。
- 第3条 (目的) 本部門は、英語教育実践の理論的・実証的研究を通して、英語教育学の発展と向上に寄与することをその目的とする。
- 第4条 (事業) 本部門は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 本部門総会(以下、「総会」と言う。)
(2) 学術誌の編集
(3) その他必要な事業
- 第5条 (入退会) 広島大学英語教育学会会員のうち、本部門の会員となることを希望する者は、本部門部門費(以下、「部門費」と言う。)2,000円(学生会員の場合は1,000円)を添えて、入会申込書を学会事務局長に提出しなければならない。
2 10年分の部門費20,000円を一括して納入した会員からはその後の部門費を徴しない。
3 本部門会員は、退会する年度までの部門費を完納し学会事務局長に退会届を提出することにより、本部門を退会することができる。
- 第6条 (会員の権利) 本部門会員は、以下の権利を有する。
(1) 本部門会務総会への参加と会務総会での議決権
(2) 学術総会での発表および本部門が主催する事業への参加
(3) 広島大学英語教育学会が刊行する学術誌の受領と投稿
- 第7条 (会員の義務) 本部門会員は、日本学術会議による『科学者の行動規範』に則り、研究者としての自覚と誠意をもって研究活動に従事する。
2 本部門会員は、前項の精神に基づき、自らの研究を社会に開かれたものとし、広島大学英語教育学会による事業をとおして研究成果を公表するとともに、学術誌刊行にあたっては編集委員長の求めに応じ、査読審査を担う努力をする義務を負う。
- 第8条 (総会) 総会は毎年1回これを開催する。総会は会務総会と学術総会から構成される。会務総会では本部門の運営について審議決定を行い、学術総会では本部門会員の研究発表を行う。
- 第9条 (会計) 本部門の経費は、次の部門費及び寄付金その他の収入による。
(1) 部門費 年2,000円
(2) 学生会員部門費 年1,000円
- 第10条 (会計年度) 本部門の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第11条 (規程の変更) 本規程は総会における出席者の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。
- 附則 本規程は、2017年度に開催された広島大学英語教育学会総会、および広島大学英語文化教育学会総会において承認され、2018年4月1日から施行する。
- 補記 本会則は、2018年度広島英語教育学会総会において、部門費が修正された。

広島大学英語教育学会研究奨励基金規程

- 第1条 (名称) 広島大学英語教育学会(以下「本学会」という。)に、広島大学英語教育学会研究奨励基金(以下「基金」という。)を設ける。
- 第2条 (目的) 基金は、本学会会員による研究・教育活動の援助をとおして、英語教育界の発展、並びに英語教育学研究の進展に寄与することを目的とする。
- 第3条 (事業) 前条の目的を達成するために、基金により以下の事業を行う。
(1) 本学会大学院学生研究発表奨励事業
(2) その他、本学会役員会が必要と認めた事業
- 第4条 (基金の構成) 基金は次の各号にあげるものをもって構成する。
(1) 寄付金
(2) 本学会一般会計からの補助
(3) その他の収入
- 第5条 (管理) 基金は、本学会役員会が管理する。
- 第6条 (会計年度) 基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第7条 (予算および決算) 基金の収支予算は、会計年度開始前に本学会役員会の議決により定めなければならない。
- 2 収支決算は、会計年度終了後3か月以内に本学会役員会の承認を得なければならない。
- 第8条 (改廃) この規程の改廃は、本学会役員会において出席者の3分の2以上の同意を得、総会において出席者の2分の1以上の承認を得なければならない。
- 第9条 (委任) この規程に定めるもののほか、基金に関する必要な事項は、本学会役員会が別に定め、本学会総会に報告する。

附則 本規程は、2017年度に開催された広島大学英語教育学会総会、および広島大学英語文化教育学会総会において承認され、2018年4月1日から施行する。

広島大学英語教育学会

大学院学生研究発表奨励金要項

- 第1条 (名称) 広島大学英語教育学会 (以下「本学会」という。) に、広島大学英語教育学会研究奨励基金規程第3条第1項の規定によって、広島大学英語教育学会大学院学生研究発表奨励金 (以下「奨励金」という。) を設ける。
- 第2条 (目的) 奨励金は、本学会理論志向部門会員である大学院学生の研究成果の発表を援助することによって研究活動を奨励することを目的とする。
- 第3条 (対象) 奨励金の支給は、申請を行う年度に国内または国外で開催される学会 (以下「当該学会」という。) に参加し研究成果の発表を行う者を対象とする。
- 第4条 (種類) 奨励金は次の2種とする。
(1) 国内開催学会発表補助 (以下「国内発表補助」という。)
(2) 国外開催学会発表補助 (以下「国外発表補助」という。)
- 第5条 (金額等) 奨励金は、当該学会において研究成果発表を行うために必要となる費用のうち、学会登録料、参加料および交通費について、種類毎に次の各号に定める奨励金額を上限に支給する。
(1) 国内発表補助 50,000 円
(2) 国外発表補助 100,000 円
- 2 前項の交通費については、順路に従い最も経済的かつ合理的な経路および方法により算定し支給する。
- 3 本要項による奨励金の支給は、各年度総額 250,000 円を限度とする。
- 第6条 (回数) 奨励金の支給回数は、各申請者に対して、年次につき1回限りとする。
- 第7条 (申請) 奨励金の受給を希望する者は、研究発表を行った後、所定の申請書に必要事項を記載のうえ、本学会が指定する証票を添付し、本学会事務局長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請期間は、当該学会が開催された年度の4月1日より3月31日までとする。
- 第8条 (選考および決定) 奨励金を支給するか否かは、前条の申請書にもとづき、翌年度に開催される本学会役員会において選考し、会長が決定する。
- 第9条 (支給) 支給を決定したときは、受給者本人名義の金融機関口座への振込により奨励金を支給する。
- 第10条 (報告) 奨励金を受給した者は、翌年度に開催される本学会理論志向部門学術総会において当該学会で発表した研究成果を報告するとともに、翌年度に刊行される本学会学術誌『英語教育学研究』に要旨と論文を投稿するものとする。論文は査読審査の対象となり、掲載可の場合は論文のみが、掲載不可の場合は要旨のみが掲載される。他学会に論文を投稿中である場合に限り要旨のみの投稿を認め、その場合は要旨に投稿先を明記することとする。
- 第11条 (取消および返還) 会長は、奨励金の受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消し、支給した奨励金の返還を求める。
(1) 受給者より奨励金の受給を辞退する旨申し出があったとき。
(2) 第10条で規定している方法で発表内容の報告を行わないとき。

(3) 申請内容に虚偽の事項が含まれていることが判明したときや、発表された論文・要旨に盗用が発見されたときなど、奨励金の受給者としてふさわしくないと判断されたとき。

2 前項により奨励金の返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して30日以内に請求額を一括して返還しなければならない。

第12条 (改廃) 広島大学英語教育学会研究奨励基金規程第9条の規定により、本要項の改廃は、本学会理論志向部門が行い、総会に報告するものとする。

附則1 本要項は、2017年度に開催された広島大学英語教育学会総会、および広島大学英語文化教育学会総会において承認され、2018年4月1日から施行する。

附則2 本要項の制定、施行に伴い、2013年4月1日より施行の広島大学英語教育学会大学院学生研究発表奨励金要項は2018年3月31日を以て廃止する。

広島大学英語教育学会役員

会長：	深澤清治
副会長（研究志向部門）：	築道和明
副会長（実践志向部門）：	檜葉みつ子
研究志向部門長：	柳善和
実践志向部門長：	山岡大基
事務局長：	西原貴之
編集委員長：	川島浩勝
編集事務局長：	山川健一
編集委員：	柳瀬陽介
会計：	西原貴之
運営委員：	馬本勉
	小野章
	本岡直子
	兼重昇
会計監査：	平本哲嗣
	大和知史
名誉会長：	三浦省五
顧問：	中尾佳行

編集委員会規定

1. 編集委員会は、会員の中から理事会が推薦する3名の委員によって構成する。
2. 編集委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。
3. 編集委員会に編集委員長をおく。編集事務局長は、編集委員の互選によって決定する。
4. 編集委員会は、委員会の議を経て査読委員を委嘱する。
附則 本規程は、2019年度に開催された広島大学英語教育学会総会において承認され、
2019年4月1日から施行する。

査読委員会規定

1. 査読委員会は、学会誌『英語教育学研究』の公募論文を審査するために設置する。
2. 査読委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。
3. 査読委員は、編集委員長が会員の中から会長に推薦し、会長が承認して運営委員会に報告する。査読委員の選任にあたっては、所属機関、専攻分野等の適切なバランスを考慮する。

附則 本規程は、2019年度に開催された広島大学英語教育学会総会において承認され、2019年4月1日から施行する。